

滑川市農業委員会総会議事録

1. 会議の日時 令和8年1月6日(火) 午後3時から

2. 会議の場所 市役所本館3階大会議室

3. 会議に付した議案等

議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
申請人 ●●●● (3件)

議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
申請人 ●●●● 外5件

- ・農地等の利用の最適化の推進について
- ・農業者年金の加入促進について
- ・農業新聞の購読促進について

4. 委員の出欠

(出席農業委員・8名)

松井 滋樹、澤田 博行、中屋 作之、石原 忠則、江下 博、高橋 美彦、
新村 剛、杉本 久美子

(出席推進委員・7名)

黒田 敏弘、石黒 明、浦田 弘、荒舘 正治、滝川 裕子、開田 豊一、
伊藤 久義

(欠席委員・1名)

岩田 秀雄

5. 事務局(3名)

北野事務局長 村田係長 小林主事

6. 会議の要旨

午後3時00分 開会

会 長 新年、明けましておめでとうございます。

昨年は委員の皆様には毎月の議案審議、農地利用状況調査、担い手の育成、耕作放棄地の解消など、多大なご尽力を賜りましたこと、お礼申し上げ

げます。また、事務局には事業の推進支援、時には委員の盾となっていたこと、感謝申し上げます。

本日、岩田委員より欠席の届け出が出ております。

それでは、総会の定足数に達しておりますので開会します。

議事録署名委員に、江下 博委員、高橋 美彦委員を指名します。

これより議案審議に入ります。

会 長

議案第23号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について事務局より説明をお願いします。

事務局

(議案第23号1番について朗読及び説明)

申請地は、●●●● 田です。

申請地は、●●●●地内の農道等に面した農地です。

申請地は、譲受人がかねてより地域の営農組織の構成員として水稻の耕作を行ってきました。しかし、一見1枚の3反田に見えますが実際の所有者は譲受人含め4名となっており、細切れの農地が内在する状態となっているため、これを機に実際に耕作に携わっている譲受人に所有権を一本化しようということで関係者との協議が整い今回申請されたものです。許可後も引き続き、地域の営農組織の一員として水稻を耕作していく予定です。

会 長

地区担当委員の補足説明をお願いします。

委 員

事務局から説明がありましたとおり、1枚の水田に複数名の所有者がいるということですが、水田全体としては水稻作付されており、問題ないと思います。

委 員

耕作には問題ありません。

会 長

この件に関しまして、ご意見ご質問はありませんでしょうか。

(各委員から「異議なし」の発言あり)

それでは、この案件は許可することといたします。

会 長

では、事務局より次の説明をお願いします。

事務局

(議案第23号2番について朗読及び説明)

申請地は、●●●● 田です。

申請地は、●●●●地内の農道等に面した農地です。

申請理由は、1番と同様のため、省略します。こちらも同じく、細切れ

になっている農地を譲受人に一本化するものになります。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

委 員 1番と同様、特に問題ありません。

委 員 同じく、同様ですので問題ありません。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は許可することといたします。

会 長 では、事務局より次の説明をお願いします。

事 務 局 (議案第23号3番について朗読及び説明)
申請地は、●●●●・●●●● 田です。
申請地は、●●●●地内の農道等に面した農地です。
申請理由は、1・2番と同様のため、省略します。なお、●●●●は場所が他の農地と離れているのですが、もともと譲受人が自家野菜栽培用の畑として使用しており、これを機に、自ら取得することとしたものです。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

委 員 ●●●●に関しては先ほどと同様です。●●●●については、現在も●●●●さんが畑をされており、今後も畑として耕作していくということであれば問題ありません。

委 員 先ほどと同じく特に問題ありません。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は許可することといたします。

会 長 続きまして、議案第24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案第24号1番について朗読及び説明)
申請地は、●●●●と●●●●に面した農地です。

許可基準としましては、申請地は用途地域内(商業地域)の農地であることから、第3種農地と判断され、許可できるものと考えられます。

転用理由は、分譲宅地です。

申請者は、申請者は●●●●市内で不動産を営んでおり、この度、譲渡人が県外に居住しており、地元から毎年のように農地の適正管理の要望が寄せられ、管理方法に困っていたところ、伝手のある●●●●市の行政書士を介し、譲受人が分譲地として計画し、申請されたものです。申請地は、市街地中心部にあり、駅・公共施設・教育施設等が集中しており、生活の便が極めて良いことから2区画の分譲地としたものです。隣接地との境界には擁壁を設け土砂の流出を防止します。雨水は、前面道路側溝に放流します。汚水は、公共下水道に接続します。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

委 員 12月28日に●●●●と一緒に現地確認に行きました。敷地内に大きな樹木が2本あり、おそらくかなり前から作付されていない農地です。隣接農地もなく、転用目的が分譲宅地であれば問題ありません。

委 員 28日に現地確認してきましたが、転用には全く問題ありません。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

会 長 では、事務局より次の説明をお願いします。

事 務 局 (議案第24号2番について朗読及び説明)
申請地は、●●●●に面した農地です。
許可基準としましては、申請地は用途地域内(第1種住居地域)の農地であることから、第3種農地と判断され、許可できるものと考えられます。
転用理由は、分譲宅地です。
詳細は1番と同じなので省略します。こちらは、1区画の分譲地とするものです。隣接地との境界には擁壁を設け土砂の流出を防止します。雨水は、前面道路側溝に放流します。汚水は、公共下水道に接続します。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

委 員 隣接農地はありませんし、草刈の管理がされており、転用には問題あり

ません。

委員 転用には全く問題ないと思います。

会長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

会長 では、事務局より次の説明をお願いします。

事務局 (議案第 24 号 3 番について朗読及び説明)
申請地は、●●●●に面した農地です。
許可基準としましては、申請地は用途地域内(第 1 種中高層住居専用地域)の農地であることから、第 3 種農地と判断され、許可できるものと考えられます。
転用理由は、住宅分譲地です。
申請者は、●●●●市内で不動産業を営んでおり、●●●●市の関連会社において、滑川市内での分譲実績を多く持っている企業です。この度、住宅ニーズの高い●●●●地内で住宅分譲を計画したところ、申請地が●●●●地内で、駅、幹線道路、商業施設等の住環境に適しており、地権者の同意も得られたことから 3 区画分の分譲地として今回申請されたものです。隣接地との境界には擁壁を設け土砂の流出を防止します。雨水は、前面道路側溝に放流します。汚水は、公共下水道に接続します。

会長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

委員 農地がきちんと整理されており、周囲は新興住宅地であるため何ら問題ありません。

委員 近辺は住宅が建っており、開発されているところであるため問題ありません。

会長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

会長 では、事務局より次の説明をお願いします。

事務局 (議案第 24 号 4 番について朗読及び説明)

申請地は、●●●●に面した農地です。

許可基準としましては、申請地は用途地域内(第 1 種中高層住居専用地域)の農地であることから、第 3 種農地と判断され、許可できるものと考えられます。

転用理由は、住宅分譲地です。

詳細は 3 番と同じなので省略します。こちらは、2 区画の分譲地とするものです。なお、隣り合う農地で 3 番 4 番で別業者にする理由は、譲渡人の居住地の地元業者と、申請地周囲で分譲実績のある業者にそれぞれ依頼することでリスクを分散するためです。隣接地との境界には擁壁を設け土砂の流出を防止します。雨水は、前面道路側溝に放流します。汚水は、公共下水道に接続します。

会長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

委員 3 番と同様、何ら問題ないと思います。

委員 問題ないと思います。

会長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

会長 では、事務局より次の説明をお願いします。

事務局 (議案第 24 号 5 番について朗読及び説明)

申請地は、●●●●に面した農地です。

許可基準としましては、申請地は用途地域内(第 1・2 種中高層住居専用地域)の農地であることから、第 3 種農地と判断され、許可できるものと考えられます。

転用理由は、住宅分譲敷地です。

申請者は市内で●●●●を営んでおり、現在は●●●●地区や用途地域内で分譲等の事業を行っています。この度、住宅ニーズの高い●●●●地内で宅地分譲を計画したところ、申請地が●●●●地内で、公的施設、幹線道路、商業施設等住環境に適しており、地権者の同意も得られたことから 1 区画分の分譲地として今回申請されたものです。隣接地との境界には擁壁を設け土砂の流出を防止します。雨水は、前面道路側溝に放流します。汚水は、公共下水道に接続します。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

委 員 土地が整理されており、●●●●地区ということもあり、問題ありません。

委 員 同じく何ら問題ありません。

会 長 この件に関しましてご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

会 長 では、事務局より次の説明をお願いします。

事 務 局 (議案第 24 号 6 番について朗読及び説明)
申請地は、●●●●に面した農地です。
許可基準としましては、申請地は用途地域内(第 2 種中高層住居専用地域)の農地であることから、第 3 種農地と判断され、許可できるものと考えられます。
転用理由は、住宅分譲敷地です。申請者は転用理由は 5 番と同じなので省略します。こちらは、3 区画の分譲地とするものです。隣接地との境界には擁壁を設け土砂の流出を防止します。雨水は、前面道路側溝及び隣接河川に放流します。汚水は、公共下水道に接続します。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

委 員 こちらの農地は面積が広く、周囲は住宅街であり、柳原地区ということで問題ないと思います。

委 員 同様に問題ないと思います。

会 長 この件に関しましてご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
ではこの件につきまして、原案どおり決定ということで市に通知します
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

その他

- ・農地利用の最適化の推進の状況について
- ・農業者年金の加入促進について
- ・農業新聞の購読促進について

会 長 これで、審議は終了しました。

午後 3 時 30 分 閉会

上記の議事録が、正当であることの証としてここに署名をする。

令和 年 月 日

農業委員会会長

議事録署名委員

議事録署名委員